

〜今一度確認してみまじょう〜

「ごみの分別はどきどきしていますか？」



ごみ分別の徹底がキーポイント 一般廃棄物最終処分場の利用寿命

日々の生活の中で、必然的に発生するのが「ごみ」です。現在剣淵町では、一般ごみ、生ごみ、資源ごみに大別して処理を行っているが、このうち一般ごみは、剣淵町一般廃棄物最終処分場で埋立処理を行っています。

この最終処分場は、当初の利用計画において、埋立期間が15年間で設計されていましたが、平成11年度の運用開始から当初の利用計画の埋立期間を大幅に超え、現在も活用しています。これは町民の皆様のご協力のもとに、資源ごみの再資源化（リサイクル）や生ごみ処理のための分別・収集が定着し、一般ごみの処理量が減少したことによるものです。

しかし、この最終処分場の埋立処理にも必ず限りがあります。最終処分場をより長く使っていくためにも、家庭から出されるごみの分別を今後も徹底し、剣淵町全体

の一般ごみを減らしていくことが必要とされています。

なお、ごみをドラム缶や家庭用簡易焼却炉等で野焼きすることはやめましょう。

火災の原因や法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）により禁止されており、罰則が科されることがありますのでご注意ください。

実際のポイント

分別をしたら良いのか

剣淵町ではごみを分別する目安として、住民課環境生活グループから「けんぶちごみのしおり」が発行されています。

このしおりは、日頃の生活の中で出ることが予想されるごみの分別方法や、ごみの分別事典としてそれぞれの名称順に分別区分等が記載されています。分別に迷ったときには、どのように分別を行ったら良いのか一目でわかるしおりになっています。このしおりに記載されているとおりごみを分別しましょう。

ごみを出すときの

4つの基本事項

- ① 袋は透明又は半透明の袋で出す。（中が見えること）
- ② 袋には必ず名前を書く。（収集されるごみすべて）
- ③ 指定の日に出す。
- ④ 朝8時までに出す。

この4つは、ごみを出すために守らなければならない基本事項です。

このほか、カラスやキツネなどごみを狙う野生動物によるごみの散らかしや除雪の妨げにならないためにも、前日から出すことはやめましょう。

また、名前の記載漏れや、ごみ分別に不備がある場合は赤い札が貼られ収集されません。赤い札の裏面に記載された内容を確認し再度出すようにしましょう。

排出ルール

✕ が守られないので収集できません。

剣淵町

26-9026 役場住民課環境生活G

✕ 印が守られていません

- 名前が記入されていない
- 透明な袋でない
- 指定の日に出さない
- 指定の時間帯以外に出す
- 指定の場所以外に出す
- 指定の容量以上を出す
- 指定の場所以外に出す
- 指定の日に出さない
- 指定の時間帯以外に出す
- 指定の場所以外に出す
- 指定の容量以上を出す
- 指定の場所以外に出す

分らない場合はお問い合わせください。

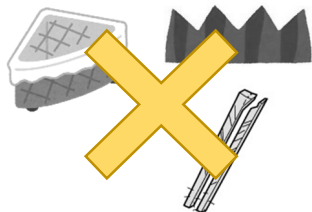
① 26-9026 役場住民課環境生活G

間違えないごみの分別のポイント

①缶・ビン

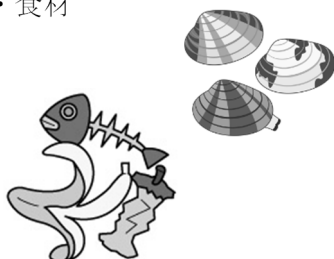
入れたらダメなもの

- ・水切りネット
- ・割りばしや、バランなど生ごみ以外の異物



入れて良いもの

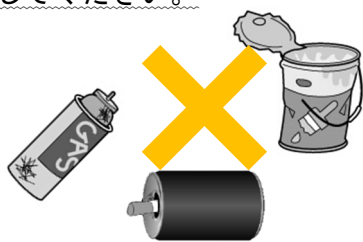
- ・生ごみ
- ・貝殻
- ・食材



- 町内で販売している専用のごみ袋に入れてみましょう。
- 水をよく切りましょう。

入れたらダメなもの

- ・たばこなど異物は取り除いてください。
- ・缶はつぶさず出してください。
- ・缶の貯金箱、塗料やオイル缶や腐敗した缶等は一般ごみです。
- ・スプレー缶、カセットボンベは必ず中身を使い切ってから穴をあけずに別の袋で出してください。



分別の目安(マーク)

- ・飲み物の缶や食物の缶
- ・リサイクルマークの付いたもの。
- ・すすいでから出しましょう。



- ビンのフタや缶のキャップは一般ごみに捨ててください。
- 中の異物を取り除き、すすぎましょう。

②空き缶(リサイクル収集日)

入れたらダメなもの

- ・農薬や工業用薬剤のビンは出せません。
- ・割れているものは一般ごみです。



分別の目安

- ・飲食物の容器ビン
- ・化粧用品のビンは中身が洗えるもの
- ・すすいでから出しましょう



- フタをはずし、すすいでください。
- ラベルが剥がせない場合はそのまま出してください。

③空きビン(リサイクル収集日)

④ ペットボトル(リサイクル収集日)

- ラベルとキャップをはずし、すすいでください。
- マークを目印にしてください。

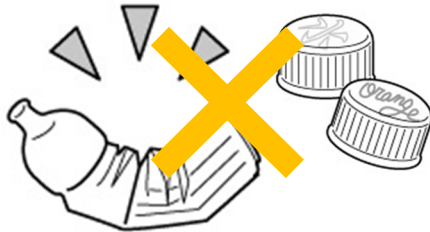
分別の目安(マーク)

- ・すすいでから出しましょう



入れたらダメなもの

- ・つぶさず出してください
- ・ラベルとキャップはプラスチックごみです

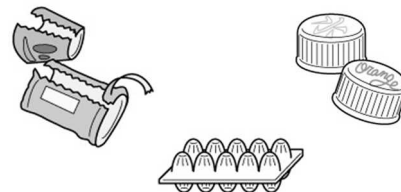


⑤ プラスチック製容器包装(リサイクル収集日)

- 商品を使い終わった後に出るプラスチック製の容器および包装です。
- 汚れているものは、すすいでください。

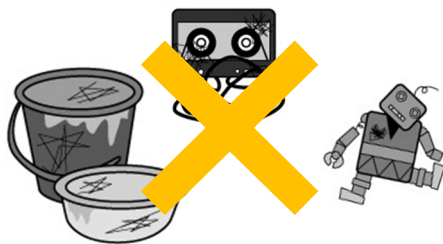
分別の目安(マーク)

- ・すすいでから出しましょう



入れたらダメなもの

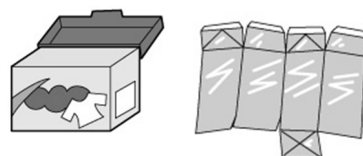
- ・プラスチック製の玩具、文具など
- ・バケツ、ポリタンク、じょうろ
- ・ビデオテープ、カセットテープ
- ・ストロー、プラスチックスプーンなど



⑥ 紙製容器包装(リサイクル収集日)

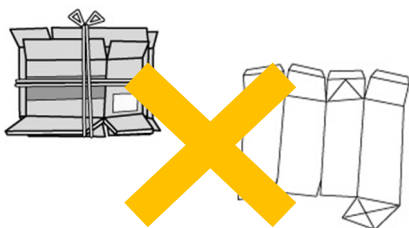
- 商品を使い終わった後に出る紙製の容器および包装です。(洗ってください)
- 飲料用の紙パックで内側がアルミ加工されたものも対象です。
- 新聞や段ボールは別の区分です。

分別の目安(マーク)



入れたらダメなもの

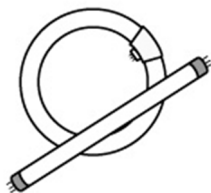
- ・牛乳パック、段ボール、新聞紙
- ・カレンダー、封筒、はがき



⑦ 蛍光管・電球（リサイクル収集日）

● 交換用に新たに購入した、蛍光管や電球の空き箱（ケース）に入れて出してください。空き箱（ケース）がない場合は、何らかのもので梱包し、「蛍光管・電球」と記載してください。

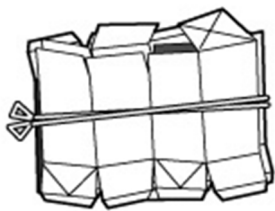
● 割れたものについては危険ですので、袋が破けないよう工夫し一般ごみで出してください。



⑧ 飲料用紙パック（リサイクル収集日）

● 飲料用の紙パックです。内側がアルミ加工されたものは、紙製容器包装になります。

● 開いて、洗って、乾かしてください。



⑨ 白色トレイ・発泡スチロール（リサイクル収集日）

● お肉や、お魚など食品用の白色のトレイ（両面に限る）。

● 色のついたものはプラスチック製容器包装で出してください。

● 発泡スチロールとトレイで汚れているものは、すすいでください。

● 複数の発泡スチロールがある場合は、紐でまとめてください。

● 汚れているものはすすいでください。

⑩ 電池（町内設置の各回収ボックスへ）

● 町内各所に回収ボックスを設置していますのでそちらに入れてください。

● 最終処分場へ持ち込む場合は、係員に申し出てください。

【回収ボックス設置場所】

- ・ 役場
（正面玄関ロビー）
- ・ ふれあい健康センター
（公衆浴場入口）
- ・ JA北ひびき剣淵基幹支所
（正面玄関内）
- ・ 肥田商会
（店舗外右側）
- ・ 共和家電サービス
（店舗前）
- ・ 藤原時計店（店舗外右側）
- ・ 剣淵郵便局

⑪ 鉄類の出し方（鉄類収集日）

● 対象となる鉄類は、大きさが鍋・釜以上の鉄に限りません。釘やスプーン等は一般ごみになります。

● 回収日は年2回になりますので、配布しているカレンダーで回収日を確認してください。



⑫ 新聞紙、雑誌、ダンボール（紙類収集日）

● 新聞、雑誌、段ボールそれぞれ紐で縛って出してください。

● 回覧文書折込広告（チラシ）は、新聞の間に挟んで出してください。

● 紙製の米袋やセメント袋は、ダンボールと一緒に出してください。

● 絵本や事典など、表紙等がビニールや厚紙の場合は取り除いてから出してください。取り除いた表紙は一般ごみです。



⑭ 廃天ぷら油（リサイクル収集日）

- 使用済み食用油はリサイクルとして出せませす。
- 不純物を取り除くため中身をこしてから、ペットボトルに移しキャップを確実にしめて出しましょう。



⑬ 廃家電（家電小売店で有料で処理）

- 家電リサイクル法により、家電小売店などで処理してください（有料）。
- 買い替える場合は新しく購入するお店で引き取りを依頼してください。
- パソコンについてもパソコンリサイクル法により家電小売店などに相談し、処理してください。



★町内家電小売店
・肥田商会（Tel 34-2301）

小型家電に属さないもの

- ・ 小型家電リサイクル対象物
（テレビ（小型含む）、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機など）
 - ・ パソコン
（デスクトップパソコン、ノートパソコン）
 - ・ フロン使用小型家電
（加湿器、冷風機、除湿機能付き空気清浄機などフロンガスを使用するもの）
- ★このほか小型家電に該当するか判断ができない場合は、住民課生活環境グループまで（電話 26-9026）お問い合わせください。

⑮ 小型家電（回収ボックス）

- 小型家電リサイクル法により、役場正面西側（守衛室横）に設置している回収ボックスに入れてください。
- 電池やバッテリーは取り除いてください。
- 回収ボックスに入らない場合は、直接最終処分場へ持ち込みしてください。その場合は粗大ごみとして扱います。

⑯ 粗大ごみ（水曜・金曜・日曜開放日） （最終処分場へ直接搬入）

- 粗大ごみは最終処分場へ直接搬入してください。
- ガラスや鉄類が含まれている場合は分解してください。
- 冬期間（11月～3月）は木質粗大ごみは搬入できません。
- 最終処分場で重さを計測し、10キログラムあたり220円の処理費用を負担していただきます。

⑰ 古着（リサイクル収集日）

- ウェス（雑巾）として再利用できるものに限りませす。
- 洗濯してから出してください。
- 透明・半透明のゴミ袋に入れ名前を記入してください。
- 下着、布団類、カーテン、ペットに使用したものは出せませせん。



- 受入時間 午前9時～午後4時（正午から午後1時は昼休み）
- 受入曜日 月曜日～金曜日（ただし祝日は休場）
- 日曜開放日 年4回（時間は午前9時～正午まで）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
種類	一般ごみ 資源ごみ 鉄ごみ	一般ごみ 資源ごみ 鉄ごみ	一般ごみ 資源ごみ 鉄ごみ 粗大ごみ	一般ごみ 資源ごみ 鉄ごみ 粗大ごみ	一般ごみ 資源ごみ 鉄ごみ 粗大ごみ	搬入 不可	開放日 （年4回） 4月、6月、 8月、10月の 最終日曜日

※粗大ごみの搬入は、水曜・木曜・金曜及び指定の日曜開放日のみとなります。

※粗大ごみは有料となります。（10 kgにつき 220 円）

※指定の日曜開放日に持ち込めるごみは、先の②～⑰全種類（生ごみを除く）です。

一般廃棄物最終処分場に
直接搬入することも可能です

《粗大ごみを直接搬入した時の計量の流れ》

※例1) 「一般ごみ」・「資源ごみ」・「鉄ごみ」を積み合わせて搬入された場合

●計量 → 資源ごみ降ろす → 計量 → 一般ごみ降ろす → 計量 → 鉄ごみ降ろす → 計量 → (終了)

※例2) 「一般ごみ」・「資源ごみ」・「粗大ごみ」を積み合わせて搬入された場合

●計量 → 粗大ごみ降ろす → 計量 → 処理費用支払い → 資源ごみ降ろす → 計量 → 一般ごみ降ろす → 計量 → (終了)

※例3) 「粗大ごみ」のみ搬入された場合

●計量 → 粗大ごみ降ろす → 計量 → 処理費用支払い → (終了)



けんぶち
ごみのしおり

剣淵町役場 住民課 環境生活グループ
直通 26-9026 代表34-2121
令和3年4月

分別方法がより詳しく記載されている「けんぶちごみのしおり」をご希望される方は、住民課環境生活グループまでお申し出ください。

【けんぶちごみのしおりはインターネットでも確認できます】

「けんぶちごみのしおり」で検索又は、剣淵町ホームページから『けんぶち町ホーム』⇒『くらしの情報』⇒『ごみ・ペット・斎場』⇒『ごみ・リサイクル』

【ごみに関するお問い合わせ先】

- 住民課環境生活グループ（役場庁舎1F）
電話：26-9026
- 一般廃棄物最終処分処理場
電話：34-3858